

有害物取り扱い作業チェックリスト

区分	チェックポイント	良 否	改善事項
有害物取り扱い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害物の取り扱いなどを行う有害作業場では、代替物の使用などの必要な措置を講じているか。 ・ ガス、蒸気、粉じんを発生する屋内作業場では、発生源の密閉設備、局所排気装置、全体換気装置を設けるなどの必要な措置を講じているか。 ・ 有害物を含む排気を排出する設備には、有効な方式による排気処理装置を設けているか。 ・ 有害物を含む廃液には、有効な方式による処理後に排出しているか。 ・ 有害物を取り扱う場所は、関係者以外を立入禁止にして、その旨を表示しているか。 ・ 有害物などを集積する場所に表示をしているか。 ・ ゴムの加硫を行う屋内作業場、液体空気やドライアイスなどを多量に取り扱う屋内作業場では、半月ごとの作業環境測定を行っているか。 ・ 有害物を取り扱う業務などでは、保護具、保護眼鏡、呼吸用保護具などの保護具を備えているか。 ・ 有害物の中毒や感染を起こすおそれのある業務などでは、皮膚障害防止用保護具を備えているか。 ・ 保護具は、同時に就業する作業員数と同数以上備え、常時、有効かつ清潔に保持しているか。 ・ 有害物などに汚染されるおそれのある床や周壁を洗浄しているか。 ・ 有害物などに汚染されたおそれのある床や壁は、不浸透性の材料で塗装し、排水に便利な構造にしているか。 		
毒物・劇物取り扱い方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毒物、劇物を購入する場合、容器や被包に次の事項が表示されていることを確認しているか。 <ul style="list-style-type: none"> 毒物、劇物の名称 毒物、劇物の成分及び含有量 販売者、授与者の氏名及び住所 ・ 毒物、劇物を取り扱う場合、盗難・紛失することを防止する措置を講じているか。 ・ 毒物、劇物の飛散、漏えい、流出、浸出などを防止する措置を講じているか。 ・ 「毒物」、「劇物」、「医薬用外」など、物品に応じた適切な表示を行っているか。 ・ 薬品棚などの所定の保管場所から持ち出す場合、物品名や取扱者氏名、日時、数量などをチェックしているか。 ・ 飲食物に使用する容器を、毒物や劇物の容器として使用することを禁止しているか。 ・ 毒物、劇物を貯蔵する場合、貯蔵設備は次の基準にあっているか。 <ul style="list-style-type: none"> 毒物、劇物と他のものを区別して貯蔵できること 貯蔵する容器は、飛散、漏えい、流出、浸出のおそれがないこと 容器を使用しないで貯蔵する設備も同様であること 鍵をかけられる設備があること 鍵をかけられない場合は、周囲に堅固な柵があること 		